

平成25年第3回（7月）伊豆市議会臨時会会議録目次

第 1 号 （7月25日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○報告第9号の上程、説明、質疑	3
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○閉会宣告	27
○署名議員	29

平成25年第3回(7月)伊豆市議会臨時会

議事日程(第1号)

平成25年7月25日(木曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 9号 専決処分の報告について(交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第 4 議案第58号 平成25年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	大石勝彦君
教育長	勝呂信正君	総務部長	鈴木伸二君
市民環境部長	山口一範君	健康福祉部長	鈴木正君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局 長	森下政紀君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 森 修 司 次 長 飯 田 勝 久
主 幹 稲 村 栄 一

開会 午前 9時29分

◎開会宣告

- 議長（飯田正志君） ただいまから平成25年第3回伊豆市議会臨時会を開会いたします。
ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎開議宣告

- 議長（飯田正志君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

- 議長（飯田正志君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下職員の出席を求めましたので報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（飯田正志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。2番、三田忠男議員、3番、小長谷朗夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（飯田正志君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。
今臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（飯田正志君） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

- 議長（飯田正志君） 日程第3、報告第9号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。
提出者から報告を求めます。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

- 市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

報告第9号について、提案理由を申し上げます。

今回報告するものは、交通事故の和解及び損害賠償の額が決定したため報告するものです。

今回は、消防団員の事故ということで、消防団長から改めて安全運転の励行、注意の徹底を団員に指示したところでございます。

詳細について、総務部長から説明をさせます。

○議長（飯田正志君） 本件の報告について補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） おはようございます。

それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

ページのほうは3ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分の和解及び損害賠償の額の決定についてということでございます。

損害賠償の額につきましては10万2,300円となっております。この内訳でございますけれども、修理代が7万4,800円、代車の代金が2万7,500円の内訳でございます。

和解及び損害賠償の相手方につきましては、伊豆上白岩在住の男性の方でございます。

事故の発生日月及び発生場所につきましては、本年6月30日11時6分ごろということでございます。場所につきましては、セブンイレブン伊豆修善寺加殿店駐車場ということでございます。

事故の概要でございますが、当日、午前中ですね、水防訓練というのがございまして、消防団員が訓練に参加をしておりました。午後もございまして、昼食をとるために消防車でこのセブンイレブンに立ち寄ったということでございまして、駐車をする際に前方の右側になるんですが、右側部分をよく確認をしなかったということで、消防車の右側と相手の右側の前部が接触をしたという状況でございました。先ほども市長のほうからも申し上げましたとおり、すぐに消防団長のほうにも連絡をいたしまして、改めて団員への交通安全対策の徹底ということでお願いをしたところでございます。

場所につきましては、5ページのところに概略図がございます。中伊豆方面から来ますと遠藤橋方向へということになりますが、当日は田方南署のところで水防訓練をやっておりましたので、そちら側から鮎見橋方向へ進入してきまして、一旦遠藤橋方向へ左折した後、セブンイレブンに入ると、そういう動作をしました。そのところ、ガードレールのすぐ脇に今、1台分の駐車スペースがあるんですが、そこに駐車してあった車両の前の部分と接触をしてしまったということでございます。

今後このようなことがないように、また消防団員の車両の運転の講習、こういったものもお願いをしていかなければいけないのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 以上で報告を終わります。

質疑に入る前に念のために申し上げます。

本報告案件は、地方自治法第180条、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは普通地方公共団体の長においてこれを専決処分に行うことができるという規定により、平成17年9月29日、伊豆市議会において議決し、市長の専決処分事項として指定したものであります。このたびその処分の結果について市長が議会に報告するものであります。

ついては、伊豆市議会として専決処分を市長に委ねたものであり、議決案件ではありませんので、報告内容に対する質疑がある場合は、あくまで報告内容の確認にとどめていただくように申し添えます。

それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

ただいま交通事故の専決処分の報告ということで説明があったわけですがけれども、若干不明な点があるものですから、質疑をさせていただきます。

この相手方は伊豆市の上白岩の方ということで名前も載っているわけなんですけれども、それで、ぶつかったほうは消防団の団員ということなんですけれども、団員の名前は誰かとは聞きませんが、どこの分団がこういう事故を起こしたのか、それをまず1点、お答えいただきたいと思います。

次に2点目、これはどういう車両がぶつかったのか。消防車両なのかどうなのか、消防車両としたらポンプ車なのか可搬積載車なのかをお答えいただきたいと思います。それが2点目。

3点目、事故の原因ということなんですけれども、前方不注意というようなことなんですけれども、普通ですね、車を運転していて前方不注意というのは、これはいかがなものかなと。その消防団員の運転が下手だったのかどうなのか、要するに事故の原因ですね。ただ前方不注意といたって、前方不注意だったら、そういう人は余り車を運転する資格がないと思うんですけれどもね、そういうことをする人ですと。はっきりした事故の原因、運転が下手だったのかどうなのか、そういうことなのか。それとも脇見をしていたのか、そこをお伺いしたいと思います。それが3点目。

それから4点目、消防団長が再発しないようにということで交通安全対策の徹底を指示したということなんですけれども、ただね、交通安全に気をつけろということじゃ、それは再発予防にならないと思うんです。例えばこういう店屋さんに入るときは、同乗者がちゃんと注

意するとか、おりて誘導するとか、そういうことは指示をしているのか。消防団員の消防車の事故につきましては何年か前にもあったわけですがけれども、そのときも交通安全を気をつけるということだったんですけれども、ここら辺のね、どういう交通安全対策をしているのか、これからしようとするのかをお伺いいたします。

以上4点、お願いいたします。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） それでは、ただいまの4点につきまして御説明をさせていただきます。

まず、分団でございますけれども、第4分団、柏久保になります。この消防ポンプ車、4トンベースの消防ポンプ車になります。

これは脇見かどうかということなんですが、入ってすぐに右折をするということで、右側部分を余り気にしていなかったということで、ちょっとした内輪差が生じるわけですが、その部分での認識不足ということで、運転がうまいとか下手とかということではないと思っております。

それから、どんな対策をとということで、先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、車両運転の際の交通教室ですね、そういうものを徹底していくということでございます。また、以前からよく多く発生しておりましたバックのときの事故というものが多かったものですから、それについては消防団のほうにも徹底をさせていただいておまして、バックの際は必ず団員が後ろの確認をして下がる補助をなさいたいというようなことをお願いしているわけでございます。

今後も交通安全対策については、徹底をお願いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（飯田正志君） 続いて、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

報告第9号 専決処分の報告について質問させていただきます。

ただいま西島議員からの質問で、多少はわかりました。第4分団のポンプ車でもってこすったと。当初の総務部長のお話ですと、車の前部だということなんですけれども、絵から見ると側面なんです。

私は、交通事故、再三について過去、もう何度もあるわけですね。消防ポンプ車もそうです、何度も事故を起こしております。その都度安全対策をしているのか、しているのかとい

うことをここで言っているわけです。確かに総務部長のおっしゃったように、今まではバックしていてやったというようなお話なんですね、そういうことが多かったです。前部でやったときは追突してしまったりとかね、そういう事故が多かったんですけども、今回は側面。これははっきりさせてくださいね、この絵だと側面ですけども、車両の前部なのかどうかね。どこを傷つけたのか。当然相手車両は前部なんだろうけれども、こちら側はどこをこすったのか。

いいですか、皆さんトラックへ乗ったことがあればわかるんでしょうけれども、トラックのサイドミラーというのは大きくなっているんですね。ワイドミラーなんです。側面での事故は起こり得ることなんです。そのための安全対策としてワイドミラーを設置しているんですよ。まさか小さなミラーだったんじゃないでしょう。その辺ちゃんと教えてください。どういうミラーがついていたのか。サイドミラーを見ないでポンプ車を運転するなんていうのは考えられない。これも相手が車だったからよかったんですよ。後輪へ巻き込むなんていう事故は多発しているんです。ポンプ車を運転する者の常識ですよ。そういうことをやったのかどうかね。

まずね、絵では側面ですけども、実際はどうだったのかということをはっきりさせてください。

それと、7月25日木曜日、平日の昼前、こういう時間に民間人を動員した訓練が行われるのかどうかということも1つお伺いしたい。

それから、最初にもちょっと言いましたけれども、事故原因の調査はやったのかどうかですね。当然やったというお考えでしょうけれどもね。それから、対策は立てられたのかどうかです。私、建設会社に勤めていたことがありますけれども、この程度の事故だって建設会社は、恐らくその日のうちに安全対策会議を開くでしょうね、関係者を全員、当事者も含めて。やっていないんでしょう、そんなことは。だから起きるんですよ、何度も何度も。この次は、こんな程度で済めばいいですけども、いいですか、小さな事故が多発するということは、この後はどんな事故が起きるかわかりませんよ。小さな事故のうちにしっかり対策を立てて、次の事故が起きないようにしなければいけません。残念ながら私たちのまちは事故が多過ぎる。ちゃんと事故の調査、対策は立てられたのかどうか、水防訓練はなぜ平日の午前中に行われていたのか。車両はどこをこすったのかね、もう一度お伺いしたい。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

総務部長。

〔総務部長 鈴木伸二君登壇〕

○総務部長（鈴木伸二君） まず日にちでございましてけれども、6月30日でございます。6月30日の午前11時6分ごろということで、これは日曜日でございます。消防団員を対象に行った水防訓練ということで御説明をさせていただいたところです。

それから、先ほど西島議員の御質問の中でもちょっと御説明をしましたが、対象車両、消防団側は自動車ポンプ、車両は4トンベースになります。したがって、若干内輪差が発生したというお話を若干させていただきました。ポンプ車の中央部からやや後ろ側、後輪にかけてでございますが、その部分と相手車両は前方の右側ヘッドライト部分、ここが接触したということになります。したがって、入ってすぐに右側へ曲がるということで、内輪差、後ろの車両にかけて若干内側に入るものですから、とめてあった駐車車両の右前方部分と接触をしたということでございます。

また、当日はすぐに現場に市役所の職員も出ておりましたので、確認をさせていただいておりますし、原因は運転操作、右折時の内輪差が原因ということになっております。同日、また消防団長のほうにも連絡をして対応をお願いしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 日にちについてはごめんなさい、違う書類を見ていました。7月25日というのはきょうなんですね。ごめんなさい。

再質問させていただきます。

さっきもちょっと言いましたけれども、内輪差の事故ということは多いんですよ。要はこの方、サイドミラーを見ていなかったんですね。まずそれを確認しますよ、サイドミラーをちゃんと見ていたのかどうなのか。消防自動車のサイドミラーというのは我々の乗っている乗用車よりも大きいでしょう。全視野が入るようになっているんです。ちゃんと見ていたのかどうなのか、そういうことを調べましたか。

ですから、それと、やっぱり消防自動車の事故というのは多発しているわけですね、我がまちにおいてはね。今まではバックだとか何とかということだったですけども。団長に言ったから、それだけでいいんですか、どうなのかね。

それと、ちょっと確認したいことですけども、時間からいって、それは当然弁当か何かを買いに行ったんだろうと思いますけれども、弁当を買いに行くというのは私用じゃないんですか。だから、ちょっとこんなことは考えられないですかね、まさか酒を飲んでいたというようなことはないでしょうね。

いいですか、誰も笑っている人がいないけれども、内輪差でもって接触したと。現状トラック類で内輪差で接触したというのは、何かよほどのことをやっていないとあり得ないんですよ。ましてやこれ駐車場へ入るときでしょう。最も注意しなければいけないときですよ。相手は、当然停車していたんでしょうね、相手はね。相手は停車していたのか、用件は何だったのか、弁当を買いに行ったんだったら私ごとではないのか。酒は飲んでいませんでしたか。それを確認したい。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） まず、右側部分をよく確認していたかということでございますが、団員からの報告では、右側部分を確認していなかったという報告を受けております。そのため起こった事故ということでございます。

それから、当日、午前中が終わって午後も引き続きありましたので、昼食を買いに立ち寄ったということでございます。決して飲酒とかそういうことはございません。

また、駐車してあった車両ということで、これはとめてあったものですから、無人でございます。

以上です。

○議長（飯田正志君） ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 再発防止策がどのぐらいあったかということは余りお話しされていないんですけどもね、例えば午後もやるんだったら弁当ぐらい出してやらないんですかね。その辺、ふだんは弁当持ちで皆さんやっているんですか。それを確認します。

○議長（飯田正志君） 森議員、きょうは、この報告案件は違いますので、報告事項に対する質疑をしてください。

○14番（森 良雄君） あなたね、私用で使ったんですか、これ。そんなことしていいんですか。教えてください。

○議長（飯田正志君） 答弁を求めます。私用か公用か。

総務部長。

○総務部長（鈴木伸二君） 何度も申し上げますけれども、午前、午後引き続いて消防団員の水防訓練ということで行われております。その昼食は消防団のほうで独自に用意するというようにしておりましたので、消防団員は団員の昼食を買いに立ち寄ったというものでございます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 以上で質疑を終結いたします。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田正志君） 日程第4、議案第58号 平成25年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第58号について、提案理由を申し上げます。

伊豆市と伊豆の国市2市で進めております広域ごみ処理施設整備のための候補地選定調査

業務について必要な予算措置をお願いするもので、87万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を156億2,317万8,000円とするものでございます。

また、候補地選定調査業務は平成26年度まで継続して実施を予定しておりますので、あわせて翌年度の債務負担行為として286万2,000円をお願いするものでございます。

詳細について、市民環境部長に説明をさせます。

○議長（飯田正志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

市民環境部長。

〔市民環境部長 山口一範君登壇〕

○市民環境部長（山口一範君） 皆さん、こんにちは。市民環境部長の山口です。よろしくお願ひいたします。

それでは、補足説明をさせていただきます。

先ほど市長から説明がありましたとおり、2市で進めております広域ごみ処理施設の建設を進めるため、候補地の選定を公募により実施することとしたものでございます。

補正予算の内容につきまして御説明させていただきます。

議案の10ページをお願いしたいと思います。

まず、債務負担行為補正でございます。

今回お願いする広域処理施設候補地選定調査業務は、平成25年度、平成26年度の2カ年を予定しております。したがって、債務負担行為の期間は平成26年度、限度額は286万2,000円とさせていただくものでございます。

続きまして、議案の14ページ、15ページをお願いしたいと思います。

歳出予算4款2項1目19節の4、広域処理施設整備事業の候補地選定調査業務負担金として87万8,000円を増額補正させていただくものでございます。

なお、この事務執行につきましては、伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の管理及び執行を伊豆の国市へ事務委託しているものでございます。したがって、本市においては負担金として計上させていただくものでございます。

次に、事業の概要につきまして説明させていただきます。

お手元に配付させていただきました資料、広域処理施設建設候補地公募事業についてごらんになっていただきたいと思います。

1の事業フロー、スケジュールでございますが、公募のまず準備といたしまして、支援調査業務委託と、真ん中のところがありますが、これにつきまして、先ほどお話をさせていただきましたように、伊豆の国市にて業者選定の委員会を8月上旬に実施いたします。

それから、指名競争入札になりますが、8月下旬、業務契約といたしまして、入札後速やかに契約を行っていきたいというふうに考えております。

それから、上になりますが、応募要領（案）の検討、これは契約後です。

それから、準備会にて応募要領の決定を10月中にしていきたいと、こういうふうに考えております。

それから、公募でございますが、あり方検討会の報告を受けまして公募をしていきたいというふうに考えております。公募の期間でございますが、一応10月中下旬ごろからということで5カ月を予定しております。

それからあと、要望地区での相談とか説明会は既に今、区長会で話をさせていただいておりますので、随時ということで公募の期間まで実施をいたします。

それから、審査でございますが、選定委員会による審査ということで、審査の設置につきましては12月、それから審査の準備審査ということで考えております。

それから、2番の広域処理施設候補地選定支援業務委託費総額700万円でございます。

内容につきましては、候補地選定の条件の抽出、応募申請地に対する評価、地元合意形成に伴う支援業務及び支援業務に伴う打ち合わせ経費等でございます。2カ年で実施しますので、平成25年度に2割、それから平成26年度で8割とし、伊豆市の負担はその47.2%になりますので、平成25年度は66万円、平成26年度は264万4,000円の負担額となります。

また、候補地選定委員会を設置し、おおむね10人の委員をお願いし、うち4人を有識者、残り6人を双方の市民それぞれ3人をお願いしたいと考えており、その報償費として92万4,000円、これを平成25年度、平成26年度で各4回とし、伊豆市としては負担割合が47.2%ですので、各それぞれ21万8,000円とさせていただくものでございます。

したがいまして、選定支援業務と委員報酬で平成25年度は87万8,000円の増額補正、平成26年度は286万2,000円の債務負担とさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（飯田正志君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 質疑がありますので、これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に質疑のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時02分

○議長（飯田正志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第58号について質疑を行います。

最初に、10番、西島議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、広域処理施設候補地選定調査業務負担金ということで、補正が87万8,000円上がっておりますが、これにつきまして質疑をさせていただきます。

これは今まで、最初に堀切がやめたということでだめになって、それから伊豆長岡のスポーツワールドを候補地の一つとしたんでしょうけれども、これもこの4月に伊豆の国市の市長が交代になったということで、これも白紙に戻したということでございます。それで、今後の選定業務については公募をもって行うということをや伊豆の国市、それから伊豆市の市長がおっしゃっているわけですが、それについて伺いをいたします。

これは、この資料にも、資料がきょう出てきたわけですが、広域処理施設建設候補地公募事業ということで、公募で選ぶための選定調査の負担金ということであります。それで、今までの選び方としては、先に候補地として12ゾーンを決めたわけですね。ゾーンを12決めた、エリアを12決めて、それで20候補地を挙げたわけですね、伊豆市と伊豆の国市で両方合わせて20候補地。そのうちの4カ所を最もふさわしいということで挙げて、1つが堀切、1つが長岡のスポーツワールド、あとの2つはわからないと、情報公開してくれないということなんですけれども、今回の公募による選定ということでは、それらを考えないで、全く考えないで公募一本やりでやるのかどうなのか。つまり両市としては、みずからは積極的に働きかけないで、各区から言ってくるのを待つのかどうなのかということなんです。それを1点伺いいたします。

それから、2点目ですが、これは区を対象として公募をかけるということだそうなんですけれども、これは伊豆市、伊豆の国市の全ての区が対象になっているのかどうなのか。これをお伺いいたします、全ての区が対象になっているか。私がそう言うのは、前の選定のときには、例えば都市計画区域の外は外すというようなことが、まず最初にそれをやったわけですよ。あるいは、保安林とかいろんなことも外すとか、そういうことをやっていたわけなんですけれども、そうしますと、伊豆市においては修善寺だけということになっているわけなんですけれども、都市計画がかかっているのは、今聞きたいのは、伊豆市、伊豆の国市の全ての区が対象で全ての区へ公募をお願い、公募をしてくれとお願いするのかどうなのか、それを2点目、伺いいたします。

それで、この資料によりますと、公募する期間はことしのもう10月下旬からということで、もう三月ぐらいしかないわけなんですけれども、大変忙しいということなんですけれども、まず、その公募をするには幾つかの条件というのが必要になってくると思うんですけれども、公募というのは、何もこの伊豆市と伊豆の国市だけじゃなくて、全国各地でごみ処理施設の公募というのをやっているわけなんですけれども、その中の多いものでは広さ、用地の面積がどれぐらいか。例えば伊豆市と伊豆の国市あたりだったら大体1.5ヘクタールから2ヘクタールとかね、四、五千坪は要るじゃないかとかね。そういう条件をつけるのかどうなのか、それが1つ。用地の面積。

それから、この前のスポーツワールドは、あれ全部伊豆の国市の市の土地だったわけですよ。全部あそこの地区は伊豆の国市が買い上げたわけですよ。それでもだめだったわけですが、そんなところがこれからあるかどうかわかりませんが、地権者というのがいるわけですよ。応募の条件に地権者の承諾というのはあらかじめ入れるのかどうか。地権者の承諾をとれる見込みはあるのか、それとももうとっているのかというようなことを条件に入れるのかどうか。この2点についてお伺いをいたします。これが3点目。

それから、4点目ですが、ここに、随時説明会とか視察を手を挙げたところはやるよというようなことが書いてあるわけですが、なかなか手を挙げるという地区は、私はなかなかないんじゃないかと思うんですよ。そんなややこしいことを好き好んでやる区長さんがいれば立派なもんですけれども、私はなかなかいないんじゃないかと思うんです。ですから、黙っていたじゃ誰も私は応募する人は、応募してくる地区なんてないと思います。ですから、やっぱり全区を対象にして、説明会とか視察をやる必要があるんじゃないかと思うんですよ。それともう一つ、市の広報なんかを使って宣伝するとか、そういうようなことは行う予定はあるのかどうかにつきましてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 4つの質問にお答えします。

まず、これまでの候補地はもう全く視野に入れられないのかということですが、当然最初選択肢があったわけですが、4カ所なのか20カ所なのかわからないけれども、とにかく1カ所に、行政がここいかがですかというやり方がだめだったわけですが、であれば、幾つかの候補地に同時にそこに働きかけるということが1つ、やり方としてはあったんです。もう一つは、今回、伊豆の国の市長さんがかわれて、幾つか受け入れているところがあるんじゃないか、公募にしたらいかがかということで公募にするという2つの選択肢の中で公募というやり方を採用したわけですが、ですから、当初の段階で選択肢はございました。その中で公募というやり方をとった。それは他の県、他の市の例を見ると、それで実際に手を挙げてくれるところがあったと。そういった成功事例を見て、そのようなものを勉強しながらこちらの道を選択したということです。

それから、2番、3番、4番は、これは共通項があるんですけど、まさに議員御指摘いただいたとおりでございまして、それをこれからやるための予算のお願いなんです。全ての区なのか、条件はどうするのか、まさにそうなんです。例えば市境から近いほうがいいのか、市境に近くて道路から近いのほうがいいのか。じゃ、そこで手を挙げてくれる方がなかったらどうするのか。その場合には、遠いところでも両市が同意して、ちょっと距離が長くなるけれども、そこでいいということにするのか。そのような条件づけを、公募条件をどのよ

うにしますかということの委託をひとつしなければいけないということです。

それから、面積も1.6ヘクタールないし2ヘクタール、同じところに建てかえると2ヘクタール必要かもしれない。しかし、今までの例を見ると、例えばスポーツワールドで反対の方が来られましたけれども、いろんな説明を聞いて、害がないということがわかった、しかし、とにかく見たくないので別にしてくださいという方も多かったわけです。そうすると、同じ場所に建てかえということを前提にした面積が要るのかどうか。これも委託をして検討してもらいたい。

それから、地権者の方、地権者の承認というのは、最終的には金額がフィックスして議会の承認をいただいて最終的に地権者の同意ということになるわけですから、基本的には、うちは土地を提供することにやぶさかではないよというところまでは、やはりいただく必要があるんだろうと思うんですね。それをどこまで求めるかということ委託しなければいけないということなんです。

それから、広報とか説明、区長の皆さんに説明会をやらなければいけない、視察もさせていただかなければならないし広報もしなければいけない。そういったものを含めて業務委託をするということが今回の提案でございますので、ぜひそういったステップに入らせていただきたい、こういうことでございます。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） それでは、再質疑をさせていただきます。

今、市長から説明、答弁があったわけですがけれども、とにかく10月の末からもう公募にかかるということ、ここに書いてあるんですけれども。日にちが余りないわけですね。ですから、この辺はスピーディーに、とにかく条件にしても対象にしても、何にしてもね、スピーディーにやっていかなければどんどん間に合わない。それは説明会とか視察等の後になってやったって、全然それじゃ意味がないということで、どんどんやっていただきたい。

それで、この議会に今こういう提案が出てきたわけですがけれども、今までの当局側の反省ということで、情報公開が足りなかったということをおっしゃったわけですがけれども、ぜひね、もうこの広域処理候補地の選定調査業務負担金については、もうこれから議会にはかからないと思いますけれども、しかし、やっぱり市民、それから議会に対しての情報公開はぜひ随時早目にやっていっていただきたいと思うわけです。

そこら辺について、情報公開について、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 1つ目は、スピーディーにという御指摘もあったんですが、まさにそのとおりでして、したがって9月議会では間に合わないの、今回臨時をお願いしたわけで、まさにスピーディーにやりたいと、私どもも考えているわけです。

それから、情報公開については、これまでの6月議会でも申し上げましたけれども、私は、やはり適時適切に市民の皆さんに情報公開していくべきだと考えておりますし、そのような方向でやらせていただきます。

○議長（飯田正志君） 次に、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

まず、質疑に入る前に議長に一言申し述べたい。人の意見はよく聞きなさい。それが基本ですよ、議長。

さて、議案第58号 平成25年度伊豆市一般会計補正予算について質問させていただきます。

まず、この広域処理施設建設候補地を決めるわけですけども、今回の87万8,000円の予算のほかに建設にかかわる予算はありますね。例えばこれ、準備会の予算は別なんじゃないかね。それをまず1点確認しますね、よろしいですか。

それから、このごみ処理場の建設が何でこんなに長引いているかということです。基本的には、菊地市長が堀切をやめたということが一番の問題でしょうけれどもね。やはりね、僕は、自分たちが建設にもっと体を張ってやっていかないと、これできませんよ。業者任せなんですよ。少なくとも私たちは5年間、つくるために伊豆市と伊豆の国市は頑張ってきたわけですけども、いまだにできない。そしてまたね、公募及びその候補地決定に至るまでの専門的技術の支援業務を業者に委託するということはないでしょう。伊豆市も伊豆の国市も5年間お金をかけてきょうまで来たのに、こういう勉強はしてこなかったのかどうなのか。持ち合わせていないのかどうなのか。市長、教えてください。これまた失敗しますよ。業者頼みなんですよ。

ところが、住民にとっては、これから何十年も関係してくる施設なんです。いわゆる迷惑施設でしょう。それをつくるために私たちはこれから業者頼みなんだと。資料の公募にかかわる専門的、技術的な支援なんて、こんなことも書いてありますけれどもね。こんなことは私たちのまちには持ち合わせていないのかどうなのかです。

それから、余熱利用の可能性の検討なんていうことも書いてありますけれども、この施設の利用はこれしか考えていないのかどうなのか。

それからもう一つ、この事業は、いわゆる候補地公募事業ですね。伊豆の国市が主体となるのかどうなのか伺いたい。

以上。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず1つ目の予算については、ここには、今回お願いしている予算はここに書いてあると

おりでございますので、ほかの事業費は既に予算説明で御紹介しているとおりでございます。

それから、2つ目の委託について、迷惑施設だからということなのですが、これ前の議会でも申し上げたと思うんですけども、去年、磐田市のたしか最新施設だったと思います。そこに視察に伺ったときにセンター長さんが、私たちは迷惑施設だとは全く考えておりませんと、迷惑施設であればこんなところにはつくりません。地域の皆さんと一緒にこの施設を適切に維持管理しているんです、そのようなお話がありました。私は全くそのとおりだと思ひまして、そういったためには、私ども行政も含めてちゃんと地域の皆さんとどのような施設をつくり、維持し管理していくのか、そういったところはもっと改善の余地が我々自身にもあろうかと思っております。まず私自身が迷惑施設だと思っていれば、やはり進まなくなるのではないかと、そのように思っています。

その上で、委託についてなのですが、今、準備会をうちからも職員を出してつくっておりますけれども、事務局を。御存じのとおり、今、市民検討会というものを始めたんです。4月から始めて、これは当初は1年間を通じて検討するという事だったんですが、伊豆の国市の小野市長さんのお考えにより、当初は年内、12月をめどで、今はさらに加速をして、9月下旬か10月上旬をめどに市民検討会の結論を得たいと。今、事務局の職員はそちらに一生懸命なんです。この公募を10月からやるとなれば、同時並行的にやらなければいけない。これ事務作業なんですね。事務作業を誰がやるかなんです。

したがって、ある程度の方向性とか意思決定はもちろん両市の市長が責任をとりますけれども、そのような実際に事務を遂行するための事務作業を委託したいということでございます。

余熱利用についても御議論ございましたけれども、それもいろんな選択肢があるわけです。そのごみ焼却以外は何もつukらないという選択肢だってあるわけです。あるいは、ごみ焼却に伴う熱エネルギーをそのまま使う、あるいは熱エネルギーを変換させて電気エネルギーとして使う、それも施設のために使う、あるいは外に活用策を見出す、いろんな幅があるわけですから、市民検討会の中でいただいた御意見を今度は公募のための事務作業の中でそれを整理整頓していく、そのような作業を委託するということになるわけです。

最後に、事業主体は伊豆の国市かということですが、当然これは2市での事業でございますので、2市が当事者になりますが、まだ一部事務組合ができておりませんので、それまでの間は会長市である伊豆の国市を通じて予算執行すると、このようなことでございます。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

本年度のこの新しいごみ処理場をつくるための予算は総額でどのぐらいになるんですかね。今、市長は逃げてしまったようだけれども、280万円ぐらいたしか準備委員会に出ていたん

じゃないかと思いますが、それを足すとあれですが、300万円、まあいいや、総額そちらで調べて教えてくださいよ。すぐ出るでしょう。

それから、確認したいんですけども、今の市長さんのお話だと、西島議員からも話があったようですけれども、確認します。建設予定地の対象は伊豆市、伊豆の国市2市の全域を対象とするというふうに考えてよろしいですか。

以上です。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） それでは、森議員の御質問に答えさせていただきます。

まず、本年度の予算ということでございますが、本年度の予算につきましては、準備会の負担金として9万2,000円、それから、市民検討会支援業務負担金ということで233万円を計上させていただいてあります。

それからあと、予定地は全域かということでございますが、これにつきましては、先ほど市長のほうから回答させていただきましたので、割愛させていただきます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

○14番（森 良雄君） 再質疑じゃないけれども、もう一回確認してくださいよ。

○議長（飯田正志君） 再質疑をお願いします。

○14番（森 良雄君） 再質疑じゃ、2回目の質問で言っているんだから、ちゃんと答えさせてよ。

○議長（飯田正志君） 答弁できますか。

○市長（菊地 豊君） 先ほどお答えしたとおりなんですけど、そういった条件をこれから決めていく、そのための事務作業の委託ということです。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 本当にやる気があるのかどうなのかわからないんだけど、これから決めていくんだというんですね。ところが、この予算は平成27年3月末まででしょう、支援調査業務委託というのは。じゃ、それいつまでに決めるんですか。対象地域はどうか、今までとは違うよと、全域を対象にして考えますというようなのはいまだにわからないんですか。確認します。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） まず、候補地は全域かというところでございますが、やはり公募にした以上は、地域は全域というふうに考えておりますが、先ほど来から話をさせてもらっておりますように、今後のコストとかそういうものを考えますと、その辺をどうかとい

うのがありますので、今後その公募条件とかその辺で考えていきたいというところでございます。

すみません、それと、いつまでに決めるかというところでございます。これにつきましても、どの程度出てくるのかというところもございまして、相手があることとございます。その中でいろんなものを協議していきます。地域振興策なども考えていかなければなりませんので、最終的にいつかというところまでははっきりは言えないんですが、一応審査のほうは、できれば、審査は7月、それから決定のほうは今年度中にできれば、なるべく早く決めていきたいというところで、すみません、はっきりしたいつまでとかということは決めてはございません。

以上です。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） つけ加えさせてください。

対象地域、なぜ現時点で決められないかという、皆さんもう地域でお住まいですから、よくわかると思いますけれども、これ今、手を挙げてくれる主体は区長さんを考えているわけです。そうすると、その区がどこかここはいい場所で適地ではないかと思ったところが最初から皆さんが皆さん、じゃ、うちでぜひ受け入れよう、全員賛成ということは考えにくい、ほとんど考えられないですよね。そうすると、区の役員さんとか区長さんとか、あるいはこういうことに御理解のある方々にかなり汗をかいていただくことが当然出てくるでしょう。そのときに市の条件として、ほぼ真っさらにしておいて、複数上がってくればありがたいです、そのとおりです。何か所も手を挙げていただいて、我々が審査をして最適地を選べるような状況になればありがたいけれども、そうなったときに、苦労して苦労して同意書をとられて、場所も探して、区の役員会とか総会を何回も開いて持ってきていただいた区長さんに、いや、そこは遠過ぎてだめですと、こういう審査をするのか。

これから、区長さんにも説明会をやっておりますし、8月には区長のまた先進事例の見学会等も組んでおりますけれども、そういった、あるいは市民検討会の中の議論を踏まえて、ある程度の感触も出てくると思うんですよね。ですから、そういった作業をやりながら、全く白紙にしておいて、どんなに遠隔地でも手を挙げてくれればやるという方向で臨むのか、ある程度範囲、条件を絞れるのではないのかという感触の中でやるのかということによって当然条件は違ってくるわけです。

ですから、そういったことを少し時間を頂戴して、市民検討会の結論を踏まえた上で10月上旬のころから条件を明確にした上で公募をしたいと、このように考えているわけです。

○議長（飯田正志君） これで森議員の質疑を終わります。

次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 議案第58号について質疑を行います。

よりちょっと具体的にお尋ねします。

平成17年度の決算の中にあっただけですね、候補地選定業務委託料というのが。年代はよろしいんですが、別に構いません、調べたらそうなったんですが、そのときに115万5,000円、決算上ですね、そういうふうに出ておりましたが、振り返ってみますと、このときの業務委託料に基づいて候補地選定基準を設けて、そして1次、2次、3次と、こうやったわけですね。そうすると、中身がわからないもので質疑を行うんですけども、今回のまた選定調査業務委託をお願いしたいという提案ですが、平成17年度に提案され決定されて一定程度ずっと実行された、その業務委託の中身と今回の提案されている中身の相違点というのはあるでしょうか、お願いいたします。

○議長（飯田正志君） 答弁願います。

市民環境部長。

〔市民環境部長 山口一範君登壇〕

○市民環境部長（山口一範君） それでは、木村議員の質問に答えさせていただきます。

木村議員がおっしゃるとおり、平成17年度のときに候補地選定業務というものを委託をしてございます。そのときにいろんな審査、審査の条件ですね、都市計画区域であるとか自然公園法とか、公共施設の近くにあるのかとか、そういうものを審査の調査をして資料等々できております。そのときと今回の選定業務との違いは、相違点はあるのかというところでございます。

これにつきましては、まず平成17年度のときと今ですと、もう7年、8年たっておるわけでございます。その中で、やはりまず、人口等がその当時と比べますと3,600人ぐらい変わってきております。それからあと、気象条件等もそのときの調査の内容を見ますと、2000年以前の資料を使っておりました。そうしますと、今の状況とは変わってきているというような状況もございます。それからあと、昨年度、県のほうで土砂災害危険区域、特別危険区域というものを県内で指定がありました。これにつきましては、その当時にはそういうものがなかったものですから、その辺の条件も変わってきているというところで、今まで、その前回のときに使った資料につきましては、現在、今ですね、これから使うというところの、やはりそういった相違点もございますので、多少使えるところもあるのかもしれませんが、そのデータを使うということは考えていませんし、ちょっと考えられないというところでございます。

以上です。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） その当時つくられた選定業務の中身があるんですけどもね。今、1つのことで、全区に呼びかけるのかどうか、それは今からどういう応募条件でやるのか検討するというお話だったんですね。そうすると、全区になるのか、それとも限定されるのか

ということになるんだけど、だから具体的にお尋ねしたいんです。

あらましを言いますね、これを論議しているわけじゃないから。自然環境保全とか土地利用関係、防災、隣接の施設関係、文化財保護関係とか地形の状況がどうなのとか、道路との関係どうなのとか、いろんな諸条件をつくりながらどんどん絞り込んでいって、第3次までいって、それに基づいて4カ所決めて、今のところ2カ所しかわからないという状況になっています。そうすると、若干の変更というのは確かにあり得ると私は思っているんです、調査するに当たって。でも、ちょっとわかんないのは、約116万円生じていて、職員の方々は当然かわるんですね、人事異動で。今度、部長も新しくなられたんですけども。今までの行政と蓄積がずっとあって、じゃ、その蓄積の上でこの前、何十年に一度ですから、市長が言われるように職員に全てが全てね、これ1からやれというのは、それは無理なこと。だから、業務委託をして専門家の意見を聞きながらという条件という機会が8年ぐらい前にあったわけですね。そうすると、この中から何を学んできて、そしてこの辺はどうしてもわからないから業務委託をしましょうと、もっと専門的にやりましょう、なるほどなど、こうなってしまうんですけども、今お話を聞いている中では、よくわかんないですよ、はっきり言って。先ほど言った、防災面云々という新たに出てきたというんだけど、当然厳しくなるでしょうね、南海トラフの関係もあるんだけど。この第2次選定の1つの例です、選定基準の中に防災関係、地すべり危険地区、土石流危険区域、これは規制区域だから、この評価の考え方どうのこうのこう書いてあるんですよ。そうすると、それははっきり言って環境部だけでできないけれども、建設部にこの辺はどうなっているのかと聞けば、その辺は新たな、前と違う、この当時と違うような新たな、現状どうなっているのかと出てくるでしょう。

その点がね、何かいまち今回の件についてわかんないですよ。それで、じゃ、応募条件、2つ目、ごめん、ちょっと関連するのだけ。今回提案理由の中に具体的に言っているのは応募条件の検討と審査判定基準の検討ということなんですけれども、市の基本的スタンスはどこにあるのかなということが見えないんです、今回の提案された。なぜそんなことを言うかという、前こういう実績が自分たちの中に蓄積としてあるんだけど、それが今回の提案の中に見えないもんですから。結局、また全部お願いするのとなってしまう。一体全体蓄積されたこの知識というのは、一体全体どこまで到達しているのかわからないでいくのかなと思ったもんで、その点を明らかにしていただきたい。

それから、関連するんですけども、この応募条件とか審査判定基準の検討をするということで業務委託している中で3つ目ですけども、あり方市民検討会の報告を受けということで今、部長言われましたけれども、きょうもやられますよね。それで、今までの資料をずっと、直接的じゃないです、間接的に関連するものだからお尋ねするんですけども、5月16日に市民検討会が開かれて、その一番最後のところでどういうことになっているかという、いわゆる一般廃棄物処理施設のあり方を検討すると言っているから、何かいろんなこと

を話し合うのかなと思ったら、今回どういうところで事務局が締めめの段階に入っているかという、余熱利用をどういうふうにしましょうかと。複合的な施設を地域へ、どういうものをつくったらいいかどうかということが主な内容になるのかなと思っていますということなんです。

そうすると、いわゆる焼却施設というか、一般廃棄物処理施設のいろんな課題を、こんな課題があったよね、こんな課題があったよねということはちょっと、僕を感じですよ、今のところ。ちょっと横に置いておいて、そこから出てくるである余熱利用をどうしましょうかという補足的なことをこのあり方検討がやっているのかなと思ったもので。そうすると、あり方市民検討会というのは一体全体何だったのかなと、直接関係ないですけどもね。これを受けてというんだから、ああそうかと。そうすると、余熱利用が先にあって、焼却施設どうなっているのということなのかなと。

もうちょっとこの点についてお尋ねします。

今言われたように、平成17年度との条件というのはいろいろ違いが当然ある面では出てきているんだけど、今回の廃棄物施設基本構想に基づいてあり方検討をやったと。今回のこの業務委託についても、平成18年度だかな、つくられた、平成19年度か。一般廃棄物処理施設基本構想のこの基本的なことは変えませんということだと思うんですね。そうすると、熱利用の件についてちょっとお尋ねします。

余熱利用というのが出てきて、新たな課題が。今回の提案するに当たっての一つの応募の条件なのかなと思うもので。エネルギーは、このくらいの熱が出てきますということは、もうずっと8年前にもう出てきているんですよ。それで、それを読みますと、結局償却方法がある程度もう煮詰めておいて、決めておいて、2つの提案を選択肢のようにやっておいて、これに基づいて余熱の量はこのくらいだから、一般家庭における1,400世帯分の電気量が生まれるという、こういう発想なんですね。そうすると、もう既にこの処理施設の方法、どういうふうにしてごみをやりましょうかということは、既に何か当局側では方向性を出して、これに基づいてやるんですかとなってしまいうんですよ。というのは、余熱量がもう幾ら幾ら生まれる、これに基づいて地域の活性化だと言っているものですから、ちょっとその点がわからないんです。お願いしたい。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私からお答え申し上げます。

まず、今までのいろんな委託を含めてやってきた積み上げはどうなるんだろうか、まさにそのとおりなんです。ですから、私は市長として、白紙とか白紙撤回という言葉を使ってこなかったんです。そうすると、それまでの積み上げも全部無駄になるようなイメージがあるんですね。今までやってきた検討してきたこととか、勉強してきたこと、積み上げてきたことを全部ゼロにしてもとからやるようなイメージを持たれると私は思ったので、仕切り直しという言葉を使わせていただいた。どこかの段階まで戻るということで、私は言葉を選んで

きたわけですから、私が堀切の仕切り直しというのは、全部がゼロからやり直すのではなくて、どこかの段階まで戻るということを提案申し上げて、それでも頓挫してしまったんですけれども。

ですから、今までの積み上げた資料を全部無駄にするとか使わないということは全くありません。それは議員御指摘のとおりです。

その中で、例えばいろんな条件があって、こういった条件に合致するところは、当時コンサルを使って、こことこことここですねと。そうすると、例えばスポーツワールドであれば市有地であり、道路もあり、水道もあり、土地としては非常に使いやすいけれども、地元の同意は得られなかった。あるいは堀切のように、そこに整地されたところはないけれども、農地ではあるけれども、道路から近くて、2市に近くて、その後の道路づけとは水道はそんなに手間がかからない。しかしこれも、手続が、とにかくなぜうちなんだと、なぜ一方的に決められたということだったわけです。そこで私が痛切に感じたのは、行政が1カ所に決めるというやり方はもう通用しないということを考えて手挙げ方式というものを私も同意をさせていただいたわけです。

そこで条件が変わってくるわけですね。今までは行政が候補地の候補地というか、候補地の予定地というか、複数行政が選んだわけです。公募ということは基本的には、一番平たい公募は無条件で皆さんどうですかと。しかし、それでは、例えば両市の市境から近くの、いや、うちでいいよと、聞いたらみんないいと言った。だけれども、そのかわりここは今こんな山になっているけれども、そこを平らにしると、そこまで道路つくれ、水道もつくれ。しかし、それは幾らなんでも環境の問題とかコストの問題があるでしょう。あるいは、平らなところで道路からもそんなに遠くないけれども、物すごく市から遠い、市の人口中心から物すごく遠い、すごく離隔したところで、それはこれから20年、30年のコストを考えるといかがでしょうか。それを考えると、やはり区長さんが本当に骨を折っていただく、大変な汗をかいていただく区長さんに対して、いや、これは幾らなんでも無理ですよという、それは失礼だろうと。

であれば、やはり実現の可能性はある、手を挙げていただけたら、そこでしたらぜひ検討させていただきたい、市としてはぜひそこをお願いをする有力な候補地として検討いたしますというところぐらいの条件はつけなければいけないです。失礼ですよ、区長さんに対して。ですから、今までの行政が決める条件と公募するときの条件は当然違ってくるでしょうから、そこをもう一回、過去の資料を踏まえた上で整理整頓をする。その事務作業を今、職員がいっぱいいっぱいですから、委託をしたいということなんです。

最後に、市民検討会との関係ですが、これも議員が疑義を持たれているのはまさにそのとおりでございまして、候補地選定事業をやり直す以上は、市民検討会を4月の段階で中断するということもあり得たと思うんです。あり得たと思います。ただ、それは小野市長さんとの話の中で、市民検討会には引き続き議論をお願いするということでしたので、それは、検

討会の性格は去年から変わっておりません。候補地を決めるとか、方式を決めるとか、こういったことは対象にしないということでしたので、新ごみ焼却場をつくる地域の中で、そのごみ焼却場をどのように地域のために、少しでも活性化のため、まちづくりのために活用するかという視点で一定の結論をいただきたい。

ただ、それは例えばどれだけの熱量で電気にすればどれだけだから、これをどう使うという一結論をいただくものではなくて、例えば比較的集落に近いところであれば、他市でもやっているような温水プールというものはあるのかもしれない。あるいは、比較的田畑に近いところであれば、そのお湯をそのまま使った農業ということもあるのかもしれない。つまり地域によって使い方というのはかなり変わってくるわけです。ですから、他の市の例を参考にしながら、市民委員の皆さんの御意見も伺いながら、恐らく複数例示か何かという形になるだろうと思います。

ただ、最終的には区長さんは、ただごみ焼却場をつくることだけではなくて、うちでは受け入れるけれども、こういう条件、こういうプラスアルファ欲しいよと。当然それは区長さんとしてはあるでしょう。その区長さんの参考とするためには市民検討会の結論も参考にさせていただきたい、そのような関連づけで考えております。

○議長（飯田正志君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） ぼやっとはわかったんですけども、ちょっと前のことがあるもので、やっぱり蓄積されたものというのは、その中で蓄積された、8年前につくった蓄積したものから、ちゃんとより選別して、これだめ、これは該当しないね、今回は。これは該当させようというようなことがあるのかなと私思っているんで、そこのところはちょっとごめん、まだちょっと見えてこないんだけど。

ちょっと具体的にお尋ねしますね、そのほうがわかりやすいから。

全部聞くとあれだから、候補地選定の前提条件、以前です。1つ、収集運搬の効率を考慮した適地を選定するということがあったんですね。ということが1つの候補地の選定条件でした。それで、よりさらに収集コストの試算というのは、この論議する場じゃないからあれだけでも。これ読むとずっと出ているんですよ。より詳しく。こうこうこういう基準に基づいて、移送費が幾らかかって車両の維持費が幾らかかると。リッター何リッター走るから、このときに幾らかかるよと試算を全部やった上で候補地というのを1つの条件として決められたということなんですね。

基本的には、今、市長言われるように、例えばの例です。区長から申し出があったと。本当に失礼だよ、例えば土肥の大久保にはいと手を挙げた。じゃ、どうぞとなるかと。ならないですよ、どう考えたって、誰が考えたって。どうやって、その、伊豆市でも大変だけれども、伊豆の国市から持ってきたら交通は混雑するわということだから、だからこそ私は言っているんです。ゼロからスタートするんじゃないと言っているんだけど、市の基本的

なスタンス。応募条件と審査判定基準というのはある程度リンクしていると思うんですね、こっちはこっち、こっちはこっちがないと思うんです。だから、前の積み上げられたノウハウというのはどこまで生かされているのかなというのが今回聞いている中では、市長もお答えになっているんだけれども、ちょっとよくわかんないんですよ。前のところが一体全体何を今度引き継ぐのかなというのが見えないもんですから、もしわかったら。今、具体的に収集運搬のこともお話ししました。

それからもう1点は、焼却施設の施設規模おおむね90トン程度、程度だから、現実には85トンでやっているんですね、1日。それで、なんだけれども、七、八年前計画されたごみの総量等が今現在どうなっているのと。あのときにはよくわかんなかった。でも現実は今、平成20年度、平成21年度、平成22年度というのを出てきたのを見ると、年間にして総量的に約1,000トンぐらい減っているんですよ。3,000トンの中の1,000トンというのはたかだか知れているかもしれないけれども、人口減少の問題、僕は好きじゃないけれども、人口をふやしたいけれども。産業も減るんじゃなくて上げて、ごみがまた逆の意味で、おい、ちょっと困るよというぐらいのが本来の地域活性化だと思うんだけど、その点についてもどうなのということは、本当に基本構想の中では、ある意味ではこの85トン、ここでは90トンからスタートしたんですけれどもね、前提条件の。あと幾つか書いてあるんだけれども。その点についての検討もやられないというか、引き継ぐのかどうか、お願いします。

○議長（飯田正志君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 何度も繰り返しなんですが、そのまさに条件づけが一番難しいわけです。それを今の準備会、先ほど言ったように市民検討会の事務局機能でいっぱいいっぱいのところを、あるいはそれぞれ2市の今の環境、うちで言えば環境衛生課の職員が恒常業務がある中で、まさにその公募条件のところを詰めるという作業、その事務作業が今できなくて、それを委託したいということなんです。

それは今までの積み上げを全部無視するわけではなくて、当然生かすところも出てきます。出てきますけれども、やはり行政が決めるということと公募するということは、条件が違うわけですから、それを公募という新しいやり方に適応させるための条件設定というものをどこまである意味広げるのか、どこまで縮めるのかとか広げるというか、どういうふうに設定するかというところが一番大切なところですので、当然私と小野市長の意向を踏まえながらその事務作業を詰めていきたい。

当然両市から近くても、狩野城や柏久保城のように遺跡の跡というわけにはいかないし、急傾斜地というわけにもいかないし。それから、やっぱりある程度ちょっとした造成はあっても、ある程度の広さは必要だろうと。ただ、先ほど申し上げましたように、同じところへの建てかえを前提とした約2ヘクタールが本当に必要なのか。20年後は、やっぱり場所をかえることを前提に1ヘクタールでいいのかということももう少し詰める必要があると思いますし、実際に区長さんに選んでいただくとなると、例えば6メートル道路から何メートルと

か、水道から何メートルぐらいは、やはり一定条件を出してあげないと探しようがないだろうと思うんですね。そういった具体的な公募の条件というものをこれから短い時間ですけれども、詰めていただく作業、そのようなことを委託することを考えています。

○議長（飯田正志君） これで木村議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（飯田正志君） 討論がありますので、これより暫時休憩いたします。

この休憩中に討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○議長（飯田正志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第58号について討論を行います。

先に反対討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 議案第58号について反対討論を行います。

七、八年前の候補地基準に基づいていろいろと質疑をやってきましたが、やはり今回の公募するに当たって人的な面、市長が言われるように人的な面等々当然、何も考慮しないわけじゃないんですけども、一体全体前の百十何万円というのが何だったのかなという気はどうしても拭い切れません。それで、例えばです、今、先ほど言ったように収集運搬のいわゆる効率的な問題を1つの候補地を選定するに当たってやっているわけですけども、ちょっとすごく難しい計算式をやりながらやっているんだなと思ったのが移送コストを試算しているということなんですね。逆にそれは、例えば例で外すとかいうことが必要なのかなと思います。

討論に先立ち前提条件が言い忘れていましたので、述べます。

ごみというのは本当に、繰り返しこの問題についてもずっと前々前議会からずっといろん

なことで私はこの議場で市長及びそれから関係部長と議論をしてきましたけれども、ごみこそ本当に市民との協働のまちづくりの最もふさわしい中身だと私は思っているんです。なぜならば、行政が幾ら旗を振っても、こうやりましょうよと言っても、市民が例えばごみ分別でちゃんとやりましょうねということに従わないならば、ごみはどんどんふえるばかりですよ。いわゆる本来は分ければ次へのリサイクル等々によって資産になるのに、資源になるのに、それが市民の協力がなければ、それはごみと化して焼却に回されます。

まさに市民一人一人がごみを通じて自分たちのまちづくりどうあるべきか、よりよい生活環境をつくっていくためにどうあるべきかという意味で、本当に格好の私は市民参加をどうあるべきかということの大きな課題だと思いますし、今回、いまだになかなか解決つかずに長引いていますが、そういう意味で公募をしていく、市民の皆さんいかがですかということと呼びかけるということ自体は、私は、今までにない一つの大きな評価としております。ただ、今言われたように、蓄積がない。

それから、ほかのところ、自治体事例を別にまねする必要はないんですが、ある自治体では、候補地選定の基準、イコール応募かなと私は思いながら読ませていただいたんですが、地権者の数の問題とか、いわゆる主要な搬出路が通学路と一緒にならないとか、いろんな諸条件をつけていかがですかと投げかけをやっているわけですね。そうすると、区長を中心にしてそれぞれの区のほうで話し合うでしょうけれども、それに該当するかどうか。そして、当然出てくるのがいわゆる煙突から出る煙どうなるのと。一番そこは、やっぱりネックになることなんですけれども、それに対する対策はどうあるべきか。

本当に迷惑施設となぜ思うのかということ、結局自分が出したごみはしっかりと分けて害のないように出すんですけども、遠くにその焼却施設であれば何だっていいやと、分ければ面倒くさいから何でも入れてしまえとなるから迷惑施設になってしまうんですね。本当にみんながしっかりと守っていくならば、まさに迷惑施設どころじゃない。それぞれの自治体における固有の事務である一般廃棄物を処理しなさいという、処理すべきであるということが法律の中には書かれてあります。まさにそういう立場に立ったときに市民協働でどうあるべきかということはやるべきだと思うんですが、応募条件、それからもう一つ、審査判定基準、きょうはもう判定基準は述べませんが、次にいくもんですからね。次の課題、大きな課題になるもんですから、述べませんが、やはり今まで蓄積されたものをしっかりと位置づけてやるべきだろうというように思っております。

最後に、熱の問題、余熱利用の問題について質疑しましたが、今回のいわゆる基本構想を読む限りは85トン先にありき。もっとその点では、本当に85トンにふさわしいのかどうか、私は検討していただきたいと同時に、基本構想を読む限りは、今のストーカー炉にプラスして灰溶融炉とかプラズマ云々ということが書かれてありますが、さらにいわゆる出た灰をもう一度燃していわゆる焼却灰を少なくしていきましようということが果たして正しいのかどうか。別に間違いということじゃなくて、確かにそうすれば熱量はたくさん出ます。ですす

れども、そういう選択肢が正しいのかどうか。ストーカ炉でも一定程度の余熱は利用できると、その範囲でおさめていいのかどうかということも今度の中でぜひとも検討していく大きな課題ではないかな。ごみの焼却量が減れば、その分だけ24時間焼却するということができなくなります。理想は、やはり24時間連続運転するということがダイオキシン等々を初めとした有害物質が出なくなる状況が一番つくることですから。そういう意味では、今やられている16時間の燃焼というのは、私は今の環境については不適切じゃない。したがって、焼却施設は一日も早くつくるべき課題だなと思っておりませんが、冒頭お話したように、そういう条件をきちっと満たした上で提案をしていただきたい。

以上であります。

○議長（飯田正志君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第58号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（飯田正志君） 起立者多数。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（飯田正志君） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

これにて平成25年第3回伊豆市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時03分